

令和8年度(R8.4.1～) 葬祭扶助基準表 (2級地)

基準額 大人 <u>219,000円以内</u>
小人 <u>175,200円以内</u>

基準額を超える場合の加算限度額

1. 火葬料 葬祭費が基準額を超える場合で火葬に要する費用が大人600円・小人500円を超えるときは、超える額を加算する。

(1)火葬料減免対象者:生活保護受給者(市外住民登録者も含む)

※生活保護受給者の場合

大人 2,500円(減免後の火葬料) - 600円 = 1,900円(加算額)

小人 2,500円(リ) - 500円 = 2,000円(加算額)

死産児 800円(リ) - 500円 = 300円(加算額)

(2)松山市内に住民票のある葬祭扶助のみ適用する者の場合(松山市火葬料規定による)

大人 8,000円 - 600円 = 7,400円(加算額)

2. 死体運搬料・自動車使用料

葬祭費が基準額を超える場合で死体運搬料が19,220円を超えるときは、

実費(上限:28,460円)から控除した金額

28,460円 - 19,220円 = 9,240円(加算限度額)

※請求書の備考欄に加算理由を記載した上で、運輸局へ届け出した書類の写し等算出根拠の書類を提出してください。なお、寝台車使用料(寝台車の2行程目の使用)については運営諸経費に含めて計上してください。

3. 死亡診断料 5,350円を超える金額

4. 死体保存料 斎場の靈安室使用料 1日／1,000円×使用日数

(市外の遺体は1日／2,000円)

ドライアイス 実費(2泊目以降が対象。要事前連絡)

注)あくまで基準額内(大人の場合:219,000円)に葬儀費用を収めていただくことが原則ですが、

やむを得ず基準額を超える場合は、1～4を加算した額が支給限度額となります。

※令和8年3月下旬を目途に公布される令和8年度生活保護基準により、基準額が変更となった場合は、見積書の再提出となりますので、当事務所から別途ご連絡をさせていただきます。